

委託業務仕様書

- 1 委託業務名 衛生プラント環境調査業務
- 2 委託場所 志賀衛生プラント（大津市北比良）
北部衛生プラント（大津市仰木の里一丁目）
- 3 委託期間 契約締結日の翌開庁日から令和9年3月31日まで
上期 契約締結日の翌開庁日から令和8年9月30日まで
下期 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務目的
本業務は、各衛生プラントの環境調査をおこなうことにより、関係法令や地域との覚書・協定を遵守し、周辺環境が保全されていることを確認するとともに、各施設から排出される廃棄物の適正な処理を図ることを目的とする。
- 5 業務内容 各施設において、次の分析を行う。なお、試料採取は受託者の作業員が行い、分析についても受託者の作業員が、受託者が所有する施設で行うこと。

(1) 志賀衛生プラント

① 河川放流水 水質一般項目（毎月1回）

測定分析項目	上期	下期
水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素含有量（*注）、リン含有量、大腸菌数、塩化物イオン濃度	6	6

*注 各形態の窒素（硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ケルダール窒素、有機態窒素、アンモニア性窒素）も測定し、報告すること。

② 河川放流水 水質有害物質等（上期1回、下期1回）

測定分析項目	上期	下期
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量、動植物油脂類含有量）、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、アンチモン含有量、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、蒸発残留物、強熱減量、色度	1	1

③ 原水試料測定（毎月1回）

3箇所の試料について、総窒素・BODを毎月測定する。

測定分析項目	上期	下期
生物化学的酸素要求量、窒素含有量（*注）	18	18

*注 各形態の窒素（硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ケルダール窒素、有機態窒素、アンモニア性窒素）も測定し、報告すること。

試料	採取箇所
除渣し尿	し尿移送ポンプ吐出部
除渣浄化槽汚泥	凝集分離槽原水ポンプ吐出部
分離液（凝集分離後のし尿、浄化槽汚泥混合液）	分離液移送ポンプ吐出部

④ 脱臭塔 臭気測定（上期1回、下期1回）

測定分析項目	上期	下期
臭気指数、臭気強度、臭気濃度	1	1

採取時に気温、湿度、状況写真等を観察記録して報告に添付すること。

⑤ 敷地境界等 臭気測定（上期1回、下期1回）

風上、風下、着地点の3地点において、臭気の調査・分析をする。

測定分析項目	上期	下期
臭気指数、臭気強度、臭気濃度	3	3

採取時に風向、風速、気温、湿度、状況写真等を観察記録して報告に添付すること。

⑥ 排出ガス測定（上期1回、下期1回）

施設稼働日の指定する日、焼却炉煙突から排出される煤塵及びガスの濃度について測定分析する。

測定分析項目	上期	下期
排出ガス量、煤塵濃度及びその量、硫黄酸化物濃度及びその量（*注） 窒素酸化物濃度及びその量、排ガス組成濃度（CO、CO ₂ 、O ₂ 、N ₂ ）、 塩化水素濃度、水銀濃度	1	1

*注 K値算定を含む

⑦ 焼却灰測定（溶出試験）（上期1回、下期1回）

測定分析項目	上期	下期
アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、 鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、 セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、含水率	1	1

⑧ ダイオキシン類濃度測定

排出ガス（下期1回）

焼却炉稼働中の指定する日、場所にてダイオキシンを1回測定する。

測定分析項目	下期
ダイオキシン類濃度	1

※排出ガス量、排ガス組成、一酸化炭素濃度測定含む。

焼却灰（含有試験）（下期1回）

施設稼働日の指定する日にダイオキシンを1回測定する。

測定分析項目	下期
ダイオキシン類濃度	1

河川放流水（下期1回）

測定分析項目	下期
ダイオキシン類濃度	1

⑨ 沈砂測定（溶出試験）（下期1回）

測定分析項目	下期
アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、 鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、 シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、セレン又はその化合物、熱しゃく減量、含水率	1

- ⑩ 騒音・振動測定（上期1回、下期1回）
敷地境界各2地点で騒音4区分、振動2区分の測定をする。

測定分析項目	上期	下期
騒音測定（4区分）、振動測定（2区分）	2	2

- ⑪ 脱水汚泥測定（溶出試験）（下期1回）

測定分析項目	下期
アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン又はその化合物、熱しゃく減量、含水率	1

(2) 北部衛生プラント

① 下水投入水 水質一般項目 (毎月2回)

測定分析項目	上期	下期
水素イオン濃度、生物学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量、動植物油脂類含有量)、沃素消費量、窒素含有量 (*注)、りん含有量、塩化物イオン濃度	1 2	1 2

おおむね10日間程度間隔を開けて実施すること。

*注 各形態の窒素 (硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ケルダール窒素、有機態窒素、アンモニウム性窒素) も測定し、報告すること。

② 下水投入水 水質有害項目 (上期1回、下期1回)

測定分析項目	上期	下期
カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1,4-ジオキサン、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物 (溶解性)、マンガン及びその化合物 (溶解性)、クロム及びその化合物、アンチモン	1	1

③ 脱臭塔 臭気測定 (上期1回、下期1回)

測定分析項目	上期	下期
臭気指数、臭気強度、臭気濃度	1	1

採取時に気温、湿度、状況写真等を観察記録して報告に添付すること。

④ 敷地境界等 臭気測定 (上期1回、下期1回)

風上、風下、着地点の3地点において、臭気の調査・分析をする。

測定分析項目	上期	下期
臭気指数、臭気強度、臭気濃度	3	3

採取時に風向、風速、気温、湿度、状況写真等を観察記録して報告に添付すること。

⑤ ダイオキシン類濃度測定

下水投入水のダイオキシン類濃度測定 (上期1回、下期1回)

測定分析項目	上期	下期
ダイオキシン類濃度	1	1

⑥ 沈砂測定 (溶出試験) (下期1回)

測定分析項目	下期
アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン又はその化合物、熱しゃく減量、含水率	1

- ⑦ 騒音・振動測定（上期1回、下期1回）
敷地境界各2地点で騒音4区分、振動2区分の測定をする。

測定分析項目	上期	下期
騒音測定（4区分）、振動測定（2区分）	2	2

- ⑧ 地下水水質測定 一般項目及び砒素（上期1回、下期1回）

測定分析項目	上期	下期
水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素含有量（*注）、りん含有量、塩化物イオン濃度、砒素及びその化合物	1	1

*注 各形態の窒素（硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ケルダール窒素、有機態窒素、アンモニア性窒素）も測定し、報告すること。

6 分析方法

各測定における分析方法等は、測定する業務内容に基づく関係法令を遵守して実施すること。但し、阻害等で正確な分析が困難な場合は、適切な方法による分析方法とする。また、各測定は有資格者又は有資格者の監督下で実施すること。

7 実施時期

各測定分析項目の実施時期は、別紙工程表のとおりとする。ただし、担当者と協議の上、実施時期を変更することができる。

8 業務計画書

業務着手に当たり、委託業務計画書を作成し、これを基に担当者と協議を行い、実施方法、日程、測定箇所の選定、時間等について承諾を得なければならない。

9 結果報告書

業務完了後、結果報告書を提出すること。又、業務の内容別に計量証明を発行するとともに調査時の現況写真も添付し、上期、下期それぞれで調査総括をとりまとめて、結果報告書とし2部（A4サイズ）提出すること。なお、下期については上期を含めた一年間をまとめたものとする。

また、業務期間中において各項目の調査結果についてはその都度速報（計量証明書の写し、メール及びFAX送付可）を速やかに提出すること。

連絡先及び報告先は、大津市志賀衛生プラントとし、報告書は大津市長宛に作成すること。

志賀衛生プラント 電話/FAX 077-596-1331

10 基準値の記載について

計量証明書等には、環境法令で定める基準のほか、施設で定める基準値を記載すること。

11 再委託禁止

次に掲げる事項について、業務の再委託を禁止する。

- ・上記各場所で行う試料の採取
- ・上記各項目の分析
- ・速報値の報告、報告書の作成

衛生プラント環境調査業務工程表

	上 期						下 期					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)志賀衛生プラント												
①河川放流水 水質一般項目	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②河川放流水 水質有害物質等			●					●				
③原水試料測定	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
④脱臭塔 臭気測定			●					●				
⑤敷地境界等 臭気測定			●					●				
⑥排出ガス測定			●					●				
⑦焼却灰測定(溶出試験)			●					●				
⑧ダイオキシン類濃度測定 (排出ガス、焼却灰、放流水)								●				
⑨沈砂測定(溶出試験)								●				
⑩騒音・振動測定			●					●				
⑪脱水汚泥測定							●					
(2)北部衛生プラント												
①下水投入水 水質一般項目	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●
②下水投入水 水質有害項目			●					●				
③脱臭塔 臭気測定			●					●				
④敷地境界等 臭気測定			●					●				
⑤ダイオキシン類濃度測定 (下水道放流水)			●					●				
⑥沈砂測定(溶出試験)								●				
⑦騒音・振動測定			●					●				
⑧地下水水質測定			●					●				

日程は予定であり、詳細は協議により決定する。